

第4回小諸市自治基本条例を考える 市民討議会

議 事 概 要

開催日時	平成25年8月20日（火）午後6時30分から
開催場所	小諸市役所本庁舎3階委員会室
出席討議員	相原久男、大林晃美、柏木節子、勝俣啓子、上滝高、 木内忠義、木島和郎、金秀玉、釘宮晴夫、神津眞美子、 小山裕也、高木蘭子、高橋要三、長岡賢司、花岡洋子、 別府福雄（以上16名）
欠席討議員	掛川なぎさ、木内みゆき、中嶋祐子
アドバイザー	鍛冶智也（明治学院大学 法学部教授） （氏名は、五十音順で、敬称は略させていただきました。）

- 1 開会
- 2 座長あいさつ
- 3 「評価・検討シート」の記述及びグループ討議に関する変更点並びにこれまで討議の俎上にのらなかったご意見の取扱い等について

(事務局から上記の事項及び今回の討議会の進行方法等について説明)

副座長 進行方法について提案がある。10月に第6章まで終わることになっているが、11月以降、全体的に討議すべき事項は、ボリュームが大きいと思う。それについて、グループ討議が良いのか全体討議が良いのかということや、これまで出てきた課題を11月以降どのように討議していくかについては、事務局だけにまかせるのではなく、私たち討議員も自ら考え、提案できたら良いと思う。より良い討議会にするための進行方法を、一緒に考えていきたい。

事務局 11月、12月に討議する内容がどの程度の量になるのかはまだはっきりしないが、進行方法について提案をいただけるよう、提案用のシートを用意したい。

4 「参考欄」の記述についての質疑

座長 参考欄に関して質疑はあるか。

(特になし)

座長 ないようなので、グループ討議に入る。

5 議題

(1) 「第3章 市政運営」の評価・検討 (グループ討議)

(3つのグループに分かれて討議)

(2) 「第3章 市政運営」の評価・検討 (全体討議)

座長 各グループでの討議内容を発表していただきたい。

討議員 Aグループでは、全体を通して条文の改正は必要ないとした。

その上で、行政側の提案に基づいて、第20条の行政評価と第22条の情報公開及び説明責任を中心に検討した。現行の条文について問題はないが、条文に基づいて行政運営を行っていく上で、さまざまな難しい点があるということで、どのように行政運営の改善をしていくべきかということを検討した。まず、第20条の行政評価については、毎年行政評価を行い、システムをつくって改善、運用はしているが、なかなか市民に理解してもらえていない。そのため、市民に理解してもらえるような説明の仕方が課題である。次に、第22条の情報公開については、市も情報公開の方法等に関しては苦慮しているということが、課題として出された。

具体的な例としては、総合計画に関して広報紙等を通じて説明はするものの内容が市民に良く理解されていないということが挙げられた。市民の関心を高める工夫としては、区が自治の基本単位であるという考えに基づき、区民に理解してもらうことが基本となる。そこで、地区担当職員が、区と連携し、地域に出て説明会を行うという方法も考えられる。また、区の方でも、独自に新聞等を作成し、地域の中で関心を高めるような工夫をするべきである。区長会でも、総合計画について区民の理解をどのように深めたら良いかを検討するのもひとつの方法だと思う。

アドバイザーからの助言があり、高校生も一人の市民なのだから、高校生にテーマを与えて研究し、発表してもらっても良いという案が出た。大人とは違った目線の研究してもらい、その発表の場に保護者が来ることで、そのテーマに関して市民に関心を持ってもらうことができると思う。

まとめると、総合計画は内容が難しいので、市民に分かりやすいよう翻訳した上で周知する、また自分の住む地域に関係するものに関心を持たせることによって、総合計画の内容を市民に知らせていくのが良い、という意見が出た。

討議員

Bグループでは、総合計画や行政に対する評価を、毎年行う体制を考える必要があるが、その評価を総合計画審議会で行うのか、あるいはこの討議会のようなものでやるのかについては、詳細な議論が必要であり、これから検討してほしいという話になった。市民が参加して行政評価をしていくのであれば、新しい組織を作るのかどうかも含めて、どこで評価を行うのかを検討する必要があるということである。

次に、第17条の市長の公約については、市長の公約を総合計画に反映させることは大切だという結論には落ち着いたが、一方では、市長が公約を出してもそれが実行されなかった場合等に、罰則の規定がない条例では意味がないのではないかという意見もあった。

第18条の総合計画、第19条の財政運営、第20条の行政評価については、平成25年度から「行政マネジメントシステム」という仕組みが動き出し、平成25年度の決算から具体的な評価が出てくるわけだが、これが上手く運

用され、常に評価と見直しが有効に機能していくようになれば、市政運営もそれなりに市民に対して明らかになるだろうし、市民としても意見も出しやすく、また、関わりやすくなっていくのではないかと、という意見が出た。ただし、運営の仕方については、これからの課題なので、ぜひ良いものにしてほしい。それをやらないと、総合計画を含めて、小諸市政の改善は図られないと思うので、ぜひ実現してほしい。

最後に、自治基本条例が制定されてからの3年間、検証がなされてこなかったし、具体的な取組事例の評価もなされてこなかったわけだが、手続条例のような運用の仕組みというものが整備されていない、ということにも関係があるのではないかと。そういったものを整備し、第4章の「参加と協働」のあり方も含めて、それらについての議論をしていった方が良いという意見があった。

討議員

Cグループでは、条文自体には問題はないということで一致し、運用に関して議論が集中した。

第19条の財政運営について、将来の財政状況は市民の大きな関心事であり長期財政試算はこれからも継続して作成してもらいたい。特に、長期、中期、短期の三期に分けて作成すべきという意見があった。これに関しては、自治基本条例に加筆するのではなく、別の条例等で作成することを担保し、これからもぜひ継続してほしい。

第22条の情報公開については、情報弱者、特に目の見えない人や耳の聞こえない人に対して情報を提供する場合に、音声や点字など様々な提供方法があるが、それが行われていないということが問題であり、今後、工夫が必要であるという意見が出た。また、自治基本条例を含めて、全ての条例等が体系的に目に見えるようなかたちで整理されていない。このため市の職員も、自分たちがやっている業務について、根拠となる条例等が分からないことがあるし、疑問に思っている、調べる方法も分からないということがあるのではないかと。そういう意味からも、市の条例等の例規を、目に見えるように体系化する必要があるという意見もあった。

市長や市の職員といった行政に対しての意見はあるが、市議会議員にも自治基本条例を理解してほしい。理解しているのだろうが、私たち市民にそれが伝わってこないのが、毎年議員に対して質疑応答をすることにより、行政と市議会との議論も、より深まるのではないかと、という意見もあった。

情報提供のあり方については、様々な角度から、様々な媒体を通じて行っていくべき、という簡単な言葉で言い尽くされてしまうが、発信側で積極的にやっても、受取る側が受取る状況になっていない、ということもある。行政情報を入手する人というのは、広報紙を読む人、インターネットを使う人、市の情報に興味を持っている人などに限定されてしまうので、受け手の側に興味を持たせるような工夫をしなければならないが、具体的な方法まで

は議論が進まなかった。

座長 各グループの発表のまとめを、大林副座長にお願いしたい。

副座長 三グループとも、条文については「問題なし」で一致した。
AグループとCグループでは、情報公開について意見が出ている。それぞれ視点が異なっているものの、どちらも市民全てに情報を提供するのは難しいという意見である。興味を持ってもらうにはどうすれば良いかというところで、Aグループからは提案が出された。区を自治の基盤として、市と区が連携して情報を発信していくことがひとつの方法として挙げられている。情報弱者への提供という点では、工夫をしてほしいという提案がCグループから出た。
評価体制に関しては、AグループとBグループから意見が出された。Aグループは、区が自治の基本なので、そこから上手くやっていけば、総合計画の中で行政評価につながっていくのではないかという意見だった。市民参加でやるのであれば、やはり区からという意見だと思う。Bグループからは、「行政マネジメントシステム」について、今後の運用の仕方が課題として挙げられた。そして、自治基本条例の運用に必要な手続条例の整備についても意見が出された。
それぞれ違った意見が出てきているので、各グループの意見に対してさらに聞きたいところ等があれば、全体討議の中でお願いしたい。

討議員 Bグループから出た評価体制についての問題に関して、総合計画については毎年見直しが行なわれるシステムになっているが、自治基本条例についても毎年評価・検討をする必要があるのではないか。見直しの方法については、今後検討する必要がある。いずれにしても、自治体では何の評価も分析もしないまま今回の討議会が開かれ、大変苦勞しているという経験からも、自治基本条例について、毎年何らかの形で評価・検討を行うシステムの必要性があるのではないかと思う。

座長 他のグループから補足等はないか。

討議員 第20条の行政評価に関して、「年1回以上実施」という文言を追加するという改正意見もあったが、関連する第18条の総合計画の規定の中で「年1回」という規定があるため、Aグループでは、第20条には文言を追加する必要はないのではないかという結論に至った。

副座長 なぜ情報に関心を持たないのか、ということに関して補足したい。Aグループでは、自分に関係のない情報には関心を持たないため、自分に関係がある

と思わせるような情報提供の工夫が重要ではないかという形でまとまった。

座長 他に補足はないようなので、ここでグループ討議の発表とそのまとめを終わりにしたい。
ここからは全体討議として、今回の討議会のまとめと結論に移りたい。配られた評価・検討シートの内容を確認していきたい。

事務局 各グループからの発表があり、副座長にまとめていただいたとおり、文言の修正は必要ないということが確認された。
その他の意見は、運用上の意見や提言であるので、最終的に提言書の中に盛り込むという方向で事務局が案を作り、その上で討議会に案を示し、提言をするかどうかを判断いただければ良いのではないかと思います。

討議員 三グループからの発表があり、文言の修正は必要ないという部分は一致しているので、「文言の修正はしなくても良いか」という確認をとることが大事だと思う。それによって、各グループの全員が「良い」ということであれば、全員が共通認識を持ったということになる。
その上で、条文を補完する条例等を検討する必要があるのではないかという意見が出ているので、「そのような意見があったということでもよろしいか」という確認をとって終わりにすれば、より分かりやすいと思う。

座長 条文について、改正の必要はないということでもよろしいか。

全員 よい。

座長 では、改正の必要がないことは確認できたものとする。
各グループから出された今後の運用に関する意見については、事務局あるいは市として業務に反映するということで了承されたとしてよろしいか。

討議員 それも必要だが、自治基本条例を補完する条例等を作っていくべきという意見もあったはずである。それについても全体で確認をすることで、最終的に討議をまとめる段階で、第〇条の規定を担保する条例等があった方が良いという形の提言ができると思う。

討議員 先ほどの事務局からの話では、今後、今日の議論で出てきた意見や提案をまとめて示してもらえるとということだったので、それを示してもらった上で、次の議論や提言に向けた議論をしていけば良いのではないかと。
また、前回の「区への加入義務」について、行政として必要な取組や足りていない取組を挙げてもらったので、第4章「参加と協働」についても、足り

ていない取組や必要とされる施策の案を、次回の討議会までに出してもらえればありがたい。

事務局 先ほどの討議員の意見は、発表された意見の中で特に異論のないものについては、この場で全体として確認ができれば、事務局としても基本的に提言書に盛り込んでいくという判断ができるので、その確認をすべきであるということだと思う。そのような進进行をよろしくお願ひしたい。

座長 それでは、今回出された意見を、本日の討議会の成果として受け止めていただいたと確認したいがよろしいか。

討議員 それで良いと思う。整理したものを確認して、抜けているものがあれば直すなどしていけば良いと思う。ここで全てを完結させるということではなく、事務局にある程度まとめてもらい、それを見てから、また判断していけば良いと思う。

座長 最後の討議会までに、提言の内容を確認する機会はある必要がある。一回一回で完了するものではないが、現況としては、本日の討議の結果はこういった意見を盛り込んで提言をしていくということを確認してもらえれば良いと思うが、よろしいか。

全員 良い。

座長 「区に加入しなければならない」ということに関しては、意識しておくべきことではあるが、今回の課題としては取り扱わないこととする。最終的な討議に向けて、さらなる検討をお願ひしたい。

討議員 「区に加入しなければならない」という規定に関して、討議員から意見を募ったが、情報提供に関しても、市民に周知する方法などについて討議員から意見を集めた方が良いのではないか。

討議員 流れとしては最終的な段階になると思うが、市民に周知していく方法に関して討議する場合は、また別に設けてもらえるか。

事務局 今日出た意見がある程度整理して、提言書の形にしていかなければならない。前回までにいただいた「区への加入」に関する意見もそのままにしておくのではなく、提言書の形に整理する。その段階でもう一度確認していただき、補足するところがあればしていただく、というプロセスで良いか。

討議員 市民に周知徹底する方法論のようなものについて、討議員の意見を一度聞いてみてはどうか。

事務局 やり方はまた考えるが、そういったこともやっていきたい。

討議員 最後まとめる段階で出てくると思う。

討議員 前回の「区へ加入しなければならない」という規定と同様に、市民に徹底する方法や施策はないか、全討議員に問いかけ、出された意見をまとめてもらえれば、我々としては参考になる。

座長 市民へ周知する方法については、これから全員で関心を持ち、考えていければ良いと思う。

(3) 「第4章 参加と協働」の取組事例等について

(事務局から「小諸市自治基本条例を踏まえた具体的取組事例 —第4章 参加と協働—」に基づいて説明)

アドバイザー この討議会は、毎回重要な内容を議論しているが、個人的には、次回の討議会がひとつのハイライト、ピークになると思っている。

取組がないにもかかわらず評価のピークになるというのは変だと思われるかもしれないが、次のように理解してほしい。

提言書が出る前に、「参加と協働」に関する条例あるいはそれに類するようなルールづくりを始めると事務局は言っている。この討議会で提案をしたことが、条例あるいは条例に類するものになっていくということになっているわけであり、それが今年度中に開始される。すなわち、皆さんが議論していることが、目に見える成果物のひとつとして出てくるということになる。

そのため、次回の議論が、そうした具体的なルールづくりに強く反映されるものと思っている。そこで、三つ提案したいことがある。

実は、先ほど説明された具体的な取組事例は、自治基本条例がなくても他の法律等で決められていたり、担当者の努力によってなされているものであるから、それらについての評価はしにくい。

そこで、一つ目の提案として、皆さんは、既に様々な市民参加の手続きに参加していると思うが、その中で、「担当者の取組が非常に良かったので、これをルール化したらどうかと感じた経験」や、一方で、「こんな仕組みが障害となって、上手くいかなかったという経験」をしていると思う。事務局には、シートにそういった事例を書く欄を作ってもらおう。これは、市民参加に

おける小さな事例をあぶりだしていくというプロセスだと思う。

また、第29条では、「市民活動団体」と「区」のように、様々な機能を持ったグループと地域割りのグループが連携し、調整しながらまちづくりをするという大胆な提案をしているので、「皆さんが区の活動をする上で、こういった専門的なグループが市民活動団体にあり、区の活動に協力してもらえれば、もっと上手くいったとか、調整のルールがあれば良かったという経験」、逆に「市民活動をしていたが、地域に根ざしたことをしたいのに、市役所を通していくとそれがなかなかうまくいっていないので、区などと協働できる方法やプロジェクトがあれば良いのと感じたような経験」は、思い出せばいくつかあるのではないかと。そういった具体的な事例や方法を、思い出して記述していただくのは非常に良いことだと思う。

次に、「参加と協働」に関するルールをどのように作っていくかという手続きにこれから入っていくわけだが、「参加と協働」のルールなのだから、「参加と協働」によって作られていくはずである。この討議会の場が、ある意味拡大してそういう議論の場となり、基本的な提言をしていくということのひとつの方法としてあると思う。また、区長や市民活動団体等の他の枠組みで、ワークショップや協議の場、合意の場をつくり、「参加と協働」のルールの考え方を提案するといった方法も考えられると思う。二つ目の提案として、条例案制定のためにどういう枠組みをつくれればより充実したルールづくりをしていけるかということについて、提案があれば記述してもらうことは重要だと思う。

最後に、実際に第28条、第29条に記載されているような制度は、今の小諸市にはないので、「こういった調整をすれば良いかもしれないという提案」や、これは例えばだが、「区長会が毎年〇月に市長にまちづくりの予算に対して意見具申する権限を持たせた方が良いのではないかと」というような、区の活動をする上で何か公式な役割や権限があれば、もっと上手くまちづくりが進むのにといったことを、いろいろな形で経験していると思う。それを記述していただくことによって、今まで皆さんがやってきていることを、目に見えるかたちで、共有できる小諸版の参加のあり方のルールとしてつくることのできるのではないかと考えている。そういったことを討議員の皆さんに記述していただいて、討議していただくことが「参加と協働」のルールづくりの一番初めの段階となると思う。

以上の三点を提案させていただく。

事務局

何を記述していただくかを整理し、本日の議事録と合わせて記述用のシートをお送りするので、ご協力をお願いしたい。

5 その他

事務局 シートの提出期限は9月5日、次回討議会は9月20日に開催する。

副座長 読み合わせ会を9月2日と17日に開催したい。あらためて通知をするので、可能な範囲で参加していただきたい。

6 閉会